

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	土佐清水市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/kurashi/section/civil/027.html

執行機関名 土佐清水市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	土佐清水市要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱(平成8年4月1日制定)による要保護準要保護児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)別表第1 第6の欄 土佐清水市要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱(平成8年4月1日制定)による要保護準要保護児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	土佐清水市要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱(平成8年4月1日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	この要綱は、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律等諸般の規定に準じ定めるものとし、以って、本市の <u>義務教育の円滑な実施</u> を行うことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		土佐清水市要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱